

7

広告メディア等での「認定マーク」表示に関するルール

1) 基本ルール

- (1) 「広告メディア等の場」とは、「今治タオルブランド商品」に直接使用する以外の目的で「認定マーク」を表示する場合で、右図のようなものをいう。
- (2) 組合員企業は、このような「場」において「認定マーク」を表示する場合は、いかなる場合でも本組合の許可を得なければならない。
- (3) 組合員企業以外の流通業者等が「認定マーク」を表示する場合においても、上記の許可は「今治タオルブランド商品」を保有している組合員企業を経て行わなければならない。
- (4) この場合の「認定マーク」使用には使用料は課さない。

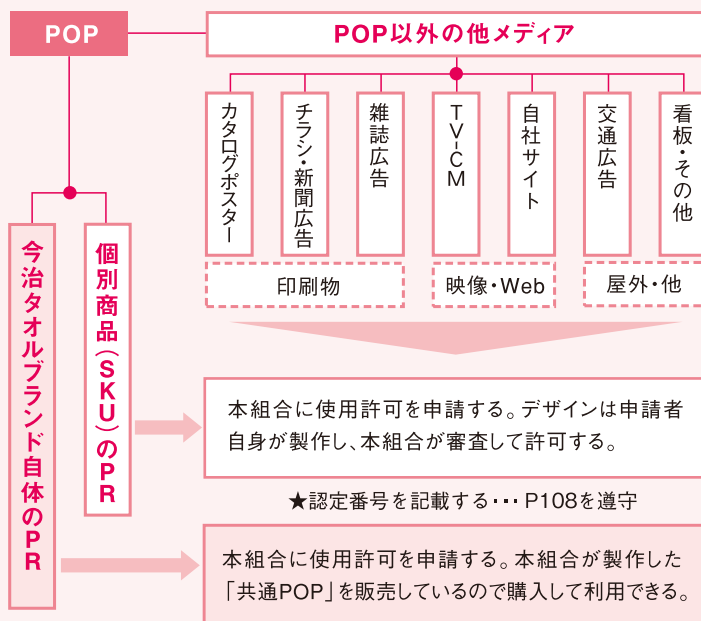
2) 広告メディア等でのマーク表示の許可手続き

- (1) 本組合に「認定マーク使用許可願い」を提出する。
 - ★使用する認定マークとそのデザインが判る資料を添えて提出する。(付属資料15<P103>)
 - ①本組合は、提出された内容が今治タオルブランドのイメージを損なうものでないかどうかをチェックした後、受け付けた日から10営業日以内に「個別許可書」を発行する。
- (2) 本組合から「個別許可書」を受領する。

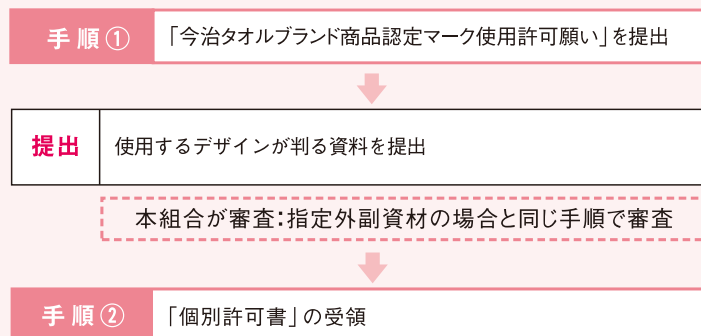
3) 共通POPの利用

- (1) POPのうち、個別のタオル商品ではなく「今治タオルブランド」そのものをPRする目的で使用する場合には、本組合が販売する「共通POP」を利用することが出来る。
 - ★「共通POP」の購入は、「認定マーク使用許可願い」に「使用する場所」や期間など使用方法の詳細を記入し、本組合窓口へ提出のこと。
 - ★「共通POP」には追加記入はしないこと。
 - ★「共通POP」は「今治タオルブランド認定商品」取り扱いコーナー以外には使用しないこと。

広告メディア等商品以外の場とマーク使用方法



広告メディア等でのマーク表示の許可取得方法



4) 店舗の看板や展示会における「認定マーク」表示のルール

(1) 展示会（即売会を含む）等における「認定マーク」

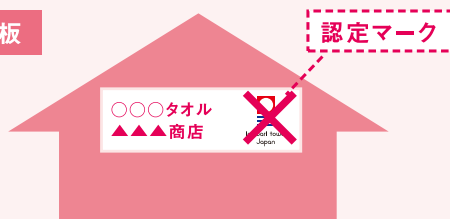
の表示については次の通りとする。

- ①展示会等において「認定マーク」を表示する場合は、必ず事前に本組合に申請して許可を得なければならない。
- ②申請手続きはP49.7-2と同じく「認定マーク使用許可願い」を提出する。
- *この申請は、必ず本組合員企業が行う。
- ③展示会等の当日は上記の許可書を携行し、提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。
- ④展示会等の現場に認定マークを表示する場合、今治タオルブランド商品以外の商品が、今治タオルブランド商品と誤認されないように、配置や表示方法に配慮しなければならない。
- ⑤認定マークが表示されたPOP、印刷物等の掲示方法については次の通りとする。

- ★POPは、今治タオルブランド商品の展示された場所（ワゴンやデスク）のみに掲示すること。
- ★壁等の垂直面に掲示出来る「認定マーク」入りの印刷物は、本組合作成のポスターに限ることとする。この場合、展示会場の全ての商品が今治タオルブランド商品である必要はないが、今治タオルブランド商品の至近位置に掲示するなど、他の商品が今治タオルブランド商品と誤認されることのないよう配慮すること。
- ★認定商品の展示コーナーの側面への表示やタペストリなどは、認定商品のみの展示場所に掲示出来る。

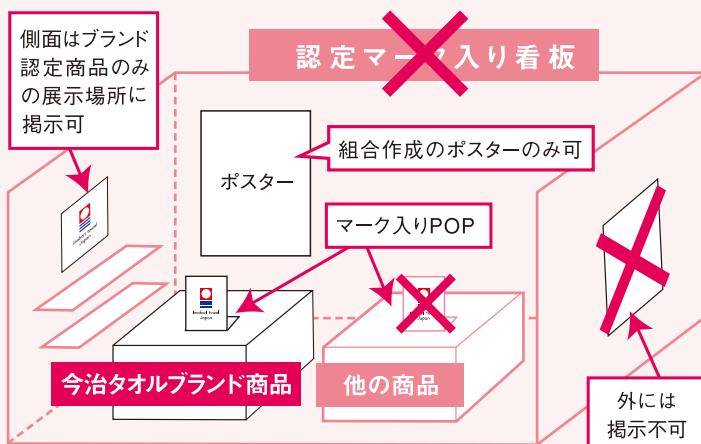
店舗の看板や展示会等における「認定マーク」の表示

店舗の看板



展示会等

- ① 必ず事前に本組合に申請して許可を得る。
- ② 許可書を携行し、提示できるようにしておくこと。



★マーク入りポスター・POPは、ブランド商品の近くに掲示すること。

★他の商品がブランド商品と誤認されないよう配慮すること。

Webサイトにおける「認定マーク」の表示ルール

- ★Webサイトに「認定マーク」を使用する場合は、必ず組合員企業を通して本組合に申請し、許可を得ること。
- ★この場合、ブランド認定商品以外の商品が、ブランド認定商品と誤認されないように表示方法を配慮すること。
- ★本組合において表示の状況を適宜チェックし、不適正と思われるものについては、サイト管理者に対しその旨申し入れることとする。